

公 告

南国市一般廃棄物収集運搬等委託業務について、南国市財務規則第 84 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり見積競争を行うので公告します。

令和 8 年 10 月 19 日

南国市長 平山 耕三

記

第 1 見積競争を行う事項

1 委託業務名

- (1) 令和 9・10・11 年度南国市 A 区域一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務
- (2) 令和 9・10・11 年度南国市 B 区域一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務
- (3) 令和 9・10・11 年度南国市 A 区域資源物（プラスチック容器包装類）収集運搬業務
- (4) 令和 9・10・11 年度南国市 B 区域資源物（プラスチック容器包装類）収集運搬業務

2 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

3 区域

(1) A 区域

瓶岩、白木谷、奈路、久礼田、国府、長岡東部、岡豊、日章（南国バイパスから南）、
稲生、十市、三和、前浜

(2) B 区域

長岡西部、後免町、大篠、明見、野田、岩村、日章（南国バイパスから北）

※いずれの区域も、本市公共施設（幼保、小中学校等）を含む。

第 2 見積競争に参加する者に必要な資格に関する事項等

次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- 1 南国市内に本社、あるいは主たる営業所を置く者であること。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号)第 4 条全ての基準をみたす者であり、かつ業務を迅速に行える者であること。
- 3 南国市一般廃棄物処理の委託に関する規則（昭和 47 年 11 月 20 日規則第 17 号）を遵守する者であること。
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当し

ない者であること。

- 5 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更正開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後に入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りではない。

第 3 契約条項を示す場所 南国市役所本庁 3 階 環境課

第 4 見積競争参加資格審査申請書の申請期間及び受付場所

- 1 期 間 この公告の日から令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時までとする。
（土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。期間については以下同じ。郵送による申請は受け付けない。）
- 2 場 所 南国市役所本庁 3 階 環境課
- 3 提出書類 南国市一般廃棄物収集運搬等委託業務見積競争参加資格審査申請書、定款の写し及び登記事項証明書

第 5 見積競争参加資格決定通知

令和 8 年 11 月 6 日（金）17 時まで各者に通知する。

第 6 見積競争参加資格の喪失

見積競争参加資格決定通知後において、見積競争参加有資格者が見積競争参加資格審査申請書、その他の添付資料について虚偽の記載をしたことが判明したときは、その者を失格とし、当該委託業務の見積競争に参加させないこととする。

第 7 現場説明及び質疑書の受付、回答日時及び場所

- 1 現場説明日時 令和 8 年 11 月 13 日（金） 14 時 00 分～15 時 30 分まで
現場説明場所 南国市役所本庁 5 階 第 1 委員会室
- 2 質疑受付日時 令和 8 年 11 月 18 日（水） 9 時から 12 時まで
質疑受付場所 南国市役所本庁 3 階 環境課（E メールによる受付を基本とする。）
- 3 質疑回答日時 令和 8 年 11 月 20 日（金） 9 時から 17 時まで
質疑回答場所 南国市役所本庁 3 階 環境課（E メールによる回答を基本とする。）

※但し、日程等は変更することがある。

第8 見積競争に関する事項

- 1 見積競争日時 令和8年11月27日（金）14時00分から15時30分まで
- 2 見積競争場所 南国市役所本庁 5階 第1委員会室

※但し、日程等は変更することがある。

3 見積書記載金額

参加者は、3年間の契約金額の1年間に相当する金額（1円未満の端数は切捨てとする。）を見積書に記載すること。その際、消費税額は控除すること。

第9 見積競争の無効に関する事項

南国市財務規則第78条の規定を準用し、該当する見積書は無効とする。なお、郵送及び電信による見積競争参加は認めない。

第10 本契約の締結

本委託業務は同公告第1に示すとおり令和9年度ないし令和11年度の3会計年度に属するものであるが、令和8年9月議会で債務負担行為の議決済みであるため、見積競争札入れ後に委託者を決定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)第4条全ての基準及び南国市一般廃棄物処理の委託に関する規則（昭和47年規則第17号）に規定する要件を満たした後に、本契約を締結する。

第11 その他

- 1 当該委託業務の見積競争参加申込みの受理をされなかった者は、当該見積競争に参加できない。
- 2 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- 3 最低価格を記載した事業者であっても、法律施行令第4条第5号を満たすことを要件とする。
- 4 契約保証金は免除する。